

## WestlawJapan 法令あらまし

### 【法令名】

○ 地方財政法施行令等の一部を改正する政令

|           |   |
|-----------|---|
| 【掲載官報】    | 平成 24 年 1 月 27 日 号外第 20 号 2 ページ   |
| 【法令番号】    | 平成 24 年 1 月 27 日 政令第 19 号   |
| 【管轄省庁】    | 総務省   |
| 【施行期日】    | 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第 1 条第 6 号に掲げる規定の施行の日（平成 24 年 2 月 1 日）から施行  |
| 【制定の根拠】   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 5 条の 3 第 3 項から第 6 項まで及び第 5 条の 8</li> <li>・ 激甚災害<sup>じん</sup>に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 24 条第 1 項</li> <li>・ 国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 7 条第 5 項</li> </ul>   |
| 【法令のあらまし】 | <p>1 協議不要対象団体の判定のための実質公債費比率の数値等</p> <p>(一) 協議不要対象団体の判定のための実質公債費比率は、16%とした。（第 4 条関係）<br/>ただし、経過措置として、平成 24 年度においては 14%とした。（附則第 9 条関係）</p> <p>(二) 協議不要対象団体の判定のための実質赤字額は、0 とした。（第 5 条関係）</p> <p>(三) 協議不要対象団体の判定のための連結実質赤字比率は、0 とした。（第 6 条関係）</p> <p>(四) 協議不要対象団体の判定のための将来負担比率は、都道府県等にあつては 300%、市町村にあつては 200% とした。（第 7 条関係）</p> <p>(五) 協議不要基準額は、標準財政規模、法適用企業ごとに営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額及び法非適用企業ごとに営業収益に相当する収入額から受託工事収益に相当する収入額を控除した額の合算額の過去 3 年度平均の 25%に、総務省令で定める地方債について当該地方公共団体が協議等をした額を加算した額とした。（第 8 条関係）</p> |

|                  |  |
|------------------|--|
|                  | <p>(六) 起債に協議を要する法適用企業又は法非適用企業の判定のための資金の不足額の算定方法を定める。<br/>(第 15 条第 1 項及び第 16 条第 1 項関係)</p> <p>(七) 起債に協議を要する法適用企業又は法非適用企業の判定のための法第 5 条の 3 第 5 項第 1 号又は第 2 号の政令で定めるところにより算定した額は、0 とした。(第 15 条第 2 項及び第 16 条第 2 項関係)</p> <p>2 地方債の届出手続等</p> <p>(一) 地方公共団体の行う地方債の届出は、都道府県又は指定都市にあっては総務大臣に、市町村（指定都市を除き、特別区を含む。）にあっては都道府県知事にする。(第 17 条第 1 項関係)</p> <p>(二) 地方債の届出をしようとする地方公共団体は、総務大臣が定める区分ごとに届出書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に提出しなければならない。(第 17 条第 2 項関係)</p> <p>(三) 都道府県知事は、市町村からの届出を受けたときは、当該届出をとりまとめ、総務大臣が定める期間内に、総務大臣に報告しなければならない。(第 17 条第 3 項関係)</p> <p>(四) 総務大臣は、都道府県又は指定都市からの地方債の届出又は(三)の規定による報告を受けたときは、当該届出又は報告に係る地方債の限度額及び資金を財務大臣に通知するものとした。(第 17 条第 4 項関係)</p> <p>(五) 地方公共団体が地方債の届出を行う場合は、法第 5 条の 3 第 6 項に規定する事項のほか、起債対象事業に要する経費の総額とその財源内訳、資金の借入先等を明らかにする。(第 18 条関係)</p> <p>3 起債の協議等の特例（第 29 条～第 31 条関係関係）</p> |
| <p>【改正される法令】</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号）</li> <li>・ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和 37 年政令第 403 号）</li> <li>・ 総務省組織令（平成 12 年政令第 246 号）</li> <li>・ 財務省組織令（平成 12 年政令第 250 号）</li> <li>・ 中小企業等協同組合法施行令（昭和 33 年政令第 43 号）</li> <li>・ 農業協同組合法施行令（昭和 37 年政令第 271 号）</li> <li>・ 信用金庫法施行令（昭和 43 年政令第 142 号）</li> </ul>  |

## WestlawJapan 法令あらまし

---

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・労働金庫法施行令（昭和 57 年政令第 46 号）</li><li>・農林中央金庫法施行令（平成 13 年政令第 285 号）</li><li>・消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）</li><li>・過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成 12 年政令第 175 号）</li><li>・地方財政審議会令（平成 12 年政令第 268 号）</li><li>・地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号）</li></ul> |
|--|---|